

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の変更について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他の関係法令（以下「再エネ特措法等」といいます。）の改正が施行されること等にもない「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」（以下「契約要綱」といいます。）を、平成 29 年 4 月 1 日以降変更いたします。

つきましては、契約要綱の変更概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

○変更概要

- ・ 再エネ特措法等にもとづく受給契約について、買取義務主体が小売電気事業者等から一般送配電事業者等へ変更になることから、再エネ特措法等にもとづく受給契約の新規締結を停止いたします。なお、平成 29 年 3 月 31 日時点で再エネ特措法等にもとづく受給契約を当社と締結中の場合は、ひきつづき当社とご契約いただけます。
- ・ 改正後の再エネ特措法等においては、国が再生可能エネルギー発電事業計画の認定を行う場合、一般送配電事業者から接続の同意が得られていることが要件となることから、発電設備容量の変更に関する申込みについては、受給契約成立前に、接続に関する部分に限り、当社より承諾させていただくことといたします。
- ・ 電圧を問わず、ご契約締結時に当社より工事費負担金等相当額を提示させていただく予定であることから、受給契約成立時に当社より請求がない場合の工事費負担金等相当額の支払期日（請求後 1 月以内）に関する記載を削除させていただきます。
- ・ ご契約の分かりやすさの観点から、契約期間の終期を現在の「料金適用開始後 1 年目の日」から、一律「3 月 31 日」に変更させていただきます。なお、ご契約期間満了後は、引き続き 1 年毎のご契約が自動更新されるものとさせていただきます。
- ・ 再エネ特措法等の改正にもない、引用する省令や用語の変更を行います。

以 上